

平成 22 年度 事業計画

1. 更新講習実施条件整備事業

海技資格更新講習の講師等の養成研修、講習用教材の作成提供その他更新講習が円滑適正に実施されるために必要な条件を整備する事業を行う。

(1) 講師養成等

講習管理者及び講師の知識及び能力の維持のため、更新講習管理者等研修実施規程に基づき、次のとおり養成及び研修を行う。

新たに講習管理者、身体検査員及び講師になろうとする者に対する初任研修を、東京及び関西地区においてそれぞれ 1 回実施する。

平成 19 年度に初任研修を修了した講師の再研修を、東京及び関西地区においてそれぞれ 1 回実施する。

再研修を修了した講師で研修修了証明書の有効期間が満了していない者に対する再々研修を東京及び関西地区において、それぞれ 2 回実施する。

研修を担当する講師による連絡会議において研修に関し意見交換等を行い、研修の適切な実施を図る。

(2) 教材の提供

更新講習用教材に関する調査及び資料収集を行い、教材検討委員会における検討を経て、更新講習用教材（教本及び視聴覚教材）を作成し、更新講習実施機関に提供する。教本については、航海及び機関教本について平成 23 年 8 月から新しい教本を使用することとするので、22 年度に改訂作業を行う。視聴覚教材については、小型科用視聴覚教材について平成 23 年 4 月から使用するビデオ 1 本を作成する。

教本

小型教本 250,000 部

航海教本 3,000 部

機関教本 3,000 部

視聴覚教材

小型科用 1 本

(3) 連絡調整

更新講習実施機関に対し法令改正や新しい技術等の情報を適宜提供するとともに更新講習に関する意見交換、関係法令の周知及び小型船舶の事故防止に関する対策等について説明等を行うため 1 回会合する。

2．海技資格更新制度周知事業

海技資格更新の周知及び情報提供並びに海上交通安全思想の普及を図るため次の事業を行う。

(1) 周知広報活動

海技免状等の更新制度について周知し、更新を促進するため、海の月間にポスターを作成し、マリーナ、漁業関係団体、更新講習実施機関等に配布する。また、小型船舶操縦者の遵守すべき事項をリーフレットに掲載し、安全操縦を広報する。さらに、国際ボートショー（関東地区・関西地区）に参加し、来場者を対象にリーフレットの配布、周知活動を行う。

(2) 情報提供

ホームページ、電話や事務所窓口、ボートショー等を通じ、海技資格更新についてさまざまな照会や相談（最寄りの登録更新講習機関、講習内容・日時等）に応えることにより、海技資格保有者等に対する更新の便宜を図る。

3．調査研究事業

海技資格更新制度、講習用教材改善の研究、海技資格保有者・講習受講者等の現状及び今後の推移等更新に係る事項について調査研究を行う。平成22年度は講習受講者等の実態調査を実施する。

4．その他

公益法人制度改革に関し、平成22年度に公益財団法人への移行を目標に諸準備を進める。